

JIS

家庭用木質バイオマス燃料燃焼機器の試験方法

JIS S 3051 : 2026

(JFSA/PSJ/JSA)

令和 8 年 3 月 23 日 制定

日本産業標準調査会 審議

(日本規格協会 発行)

日本産業標準調査会標準第一部会 消費生活技術専門委員会 構成表

	氏名	所属
(委員長)	大 瀧 雅 寛	お茶の水女子大学
(委員)	猪 股 匡 順	一般社団法人日本ガス石油機器工業会
	太 田 聡	一般社団法人繊維評価技術協議会
	小 島 志 津	一般財団法人日本消費者協会
	後 藤 恵美子	独立行政法人製品評価技術基盤機構
	坂 田 祥 治	公益社団法人消費者関連専門家会議
	高 谷 幸 恵	株式会社生活品質科学研究所
	辻 加奈子	一般財団法人日本文化用品安全試験所
	樋 口 達 雄	一般財団法人家電製品協会
	星 川 安 之	公益財団法人共用品推進機構
	松 梨 久仁子	日本女子大学
	武 藤 京 子	公益社団法人日本消費生活アドバイザー・コンサルタント・ 相談員協会
	山 口 友 成	一般社団法人日本オフィス家具協会
	山 根 香 織	主婦連合会

主 務 大 臣：経済産業大臣 制定：令和 8.3.23

官 報 掲 載 日：令和 8.3.23

原 案 作 成 者：一般社団法人日本暖炉ストーブ協会

(〒103-0025 東京都中央区日本橋茅場町 2-17-5 第3 高野ビル TEL 03-6206-2311)

一般社団法人日本ベレットストーブ工業会

(〒993-0954 富山県高岡市美幸町 2-7-7 TEL 0766-24-3766)

一般財団法人日本規格協会

(〒108-0073 東京都港区三田 3-11-28 三田 Avanti TEL 050-1742-6017)

審 議 部 会：日本産業標準調査会 標準第一部会 (部会長 田辺 新一)

審議専門委員会：消費生活技術専門委員会 (委員長 大瀧 雅寛)

この規格についての意見又は質問は、上記原案作成者又は経済産業省イノベーション・環境局 国際標準課 (〒100-8901 東京都千代田区霞が関 1-3-1) にご連絡ください。

なお、日本産業規格は、産業標準化法の規定によって、少なくとも5年を経過する日までに日本産業標準調査会の審議に付され、速やかに、確認、改正又は廃止されます。

目 次

	ページ
1 適用範囲	1
2 引用規格	1
3 用語及び定義	1
4 機器の区分	4
5 試験の種類	4
6 試験設備及び条件	4
6.1 試験室の条件	4
6.2 試験用の計測器等	5
6.3 機器の設置	5
7 熱出力試験及び熱効率試験	5
7.1 一般条件	5
7.2 熱効率及び熱出力の算出方法	8
8 消費電力試験	11
8.1 一般条件	11
8.2 試験方法	11
8.3 点火時消費電力量 W_1 の算出	11
附属書 A (規定) 機器の設置	13
附属書 B (規定) 試験燃料	18
附属書 C (規定) 消費電力試験	19
解 説	21

まえがき

この規格は、産業標準化法第 12 条第 1 項の規定に基づき、一般社団法人日本暖炉ストーブ協会（JFSA）、一般社団法人日本ペレットストーブ工業会（PSJ）及び一般財団法人日本規格協会（JSA）から、産業標準原案を添えて日本産業規格を制定すべきとの申出があり、日本産業標準調査会の審議を経て、経済産業大臣が制定した日本産業規格である。

この規格は、著作権法で保護対象となっている著作物である。

この規格の一部が、特許権、出願公開後の特許出願又は実用新案権に抵触する可能性があることに注意を喚起する。経済産業大臣及び日本産業標準調査会は、このような特許権、出願公開後の特許出願及び実用新案権に関わる確認について、責任はもたない。

家庭用木質バイオマス燃料燃焼機器の試験方法

Test methods for residential solid biofuel burning appliances

1 適用範囲

この規格は、薪又は木質ペレットを燃料とする、主として一般家庭用の暖房に用いる木質バイオマス燃料燃焼機器（以下、機器という。）の熱効率、熱出力及び消費電力を測定するための試験方法について規定する。

ただし、壁付暖炉（築炉）、燃焼室に扉を備えていない機器及びボイラーを備えた機器は適用対象としない。

2 引用規格

次に掲げる引用規格は、この規格に引用されることによって、その一部又は全部がこの規格の要求事項を構成している。これらの引用規格のうち、西暦年を付記してあるものは、記載の年の版を適用し、その後の改正版（追補を含む。）は適用しない。西暦年の付記がない引用規格は、その最新版（追補を含む。）を適用する。

JIS C 1102-2 直動式指示電気計器—第2部：電流計及び電圧計に対する要求事項

JAS 0030 木質ペレット燃料

ISO 16948:2015, Solid biofuels—Determination of total content of carbon, hydrogen and nitrogen

ISO 17225-2:2021, Solid biofuels—Fuel specifications and classes—Part 2: Graded wood pellets

ISO 17225-5:2021, Solid biofuels—Fuel specifications and classes—Part 5: Graded firewood

ISO 18125:2017, Solid biofuels—Determination of calorific value

ISO 18134-2:2024, Solid biofuels—Determination of moisture content—Part 2: Simplified method

3 用語及び定義

この規格で用いる主な用語及び定義は、次による。

3.1

サイクル期間

データ測定の対象となる期間

注釈 1 試験燃料を補給してから、薪の場合は **7.1.1** に規定するベーシックファイヤーベッドの質量に到達するまでの最短期間、木質ペレットの場合は製造業者が指定する期間をいう。